

薬食発1021第1号
平成25年10月21日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第120号)が別添のとおり公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる7物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ① キノリン-8-イル=1-(シクロヘキシリメチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ② キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③ N-(ナフタレン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ④ N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ⑤ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- ⑦ 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- (2) 法第69条第4項に規定する試験の用途
- (3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途
- (4) 犯罪鑑識の用途
- (5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年10月21日）から起算して30日を経過した日（平成25年11月20日）から施行すること。

- 中小企業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件(同三〇)
- 健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(厚生労働三三六)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一一〇)
- 農業近代化資金金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(農林水産二六七一)
- 農業近代化資金金融通法附則第十一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二六七二)
- 農業経営基盤強化促進法附則第五項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二六七三)
- 肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均完買価格を告示する件(同二六七四)
- 平成二十六年産の柵籠に適用する率位当たり共済金額の範囲等を定める件(同二六七五)
- 登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件(中国地方整備局一四七)
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定内容を変更した件(同二六七八)
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(九州地方整備局一八三)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通一〇三)
- 一般財團法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があつた件(北海道開発局一二六)
- 船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件(同一〇三四)
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利潤を定める件の一部を改正する件(同二九)
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(法務三八七)
- 除籍の一部が滅失した件(総務三九七)
- 除籍の一部が改正する件(財務・農林水産二八)
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利潤を定める件の一部を改正する件(同二九)

〔省令〕

〔告示〕

省

令

別表第一 命じるよしに加へる。

○厚生労働省令第百一十号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第十四項の規定に基づき、薬事法第一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月二十一日

厚生労働大臣 田村 恵久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

○厚生労働省令第百一十号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第十四項の規定に基づき、薬事法第一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第百四十四号を第百一十一号とし、第九十九号から第百十三号までを七号ずつ繰り下げ、第

九十八号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五 一 (四メトキシフェニル) 一一 (ピロリジン-1-イル) ペンタノ-1-オン及びそ

の塩類

第一条中第九十七号を第百三号とし、第八十六号から第九十六号までを六号ずつ繰り下げ、第八十

五号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 一 (四メチルフェニル) 一一 (ピロリジン-1-イル) ペンタノ-1-オン及びそ

の塩類

第一条中第八十四号を第八十九号とし、第六十二号から第八十三号までを五号ずつ繰り下げ、第六

十一号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六 一 (フェニル) 一一 (ピロリジン-1-イル) ピタノ-1-オン及びその塩類

第一条中第六十号を第六十四号とし、第五十五号から第五十九号までを四号ずつ繰り下げ、第五十

四号を第五十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十七 N-(ナフタレン-1-イル) 一一 (五一フルオロベンチル) ヘキサン-1-オン及びその塩類

カルボキサミド及びその塩類

五十八 N-(ナフタレン-1-イル) 一一 (ベンチル) -H-インドール-3-カルボキサミド

及びその塩類

第一条中第五十三号を第五十五号とし、第三十一号から第五十二号までを二号ずつ繰り下げ、第三

十一号の次に次の二号を加える。

三十二 キノリン-1-エイル) 一一 (シクロヘキシルメチル) 一一 H-インドール-3-カルボキ

シラート及びその塩類

三十三 キノリン-1-エイル) 一一 (五一フルオロベンチル) 一一 H-インドール-3-カルボキ

シラート及びその塩類

附 則
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○総務省告示第二百九十七号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十四条の八の規定に基づき、平

成五年郵政省告示第三百一十六号(外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日

総務大臣 新藤 義孝

告 令

| ○農林水産省告示第二百九十七号 | ○農林水産省告示第二百九十八号 | ○財務省告示第二百九十九号 |
|---|---|---|
| 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日農林水産省告示第三十五号(株式会社日本政策金融公庫附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。 | 農林水産大臣 林 芳正 | 農林水産大臣 麻生 太郎 |
| 平成二十五年十月二十一日 | 平成二十五年十月二十一日 | 平成二十五年十月二十一日 |
| 附 則 | 附 則 | 附 則 |
| この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。 | この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫 | この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫 |
| 一中「年一分二厘」を「年一分」に、「年一分三厘五毛」を「年一分一厘五毛」に、「年一分三厘五毛」を「年一分一厘五毛」に改める。 | 一中「年一分二厘」を「年一分」に、「年一分三厘五毛」を「年一分一厘五毛」に改める。 | 一中「年一分二厘」を「年一分」に、「年一分三厘五毛」を「年一分一厘五毛」に改める。 |
| 十七年を超える年分 | 八年以上 | 八年以上 |
| 年一分 | 年五厘 | 年五厘 |
| 年八厘五毛 | 年八厘五毛 | 年八厘五毛 |
| 年七厘五毛 | 年七厘五毛 | 年七厘五毛 |
| 年九厘五毛 | 年八厘五毛 | 年八厘五毛 |
| 年十三年を超える年分 | 十年を超える年分 | 十年を超える年分 |
| 年一分 | 年一分 | 年一分 |
| 年十五年を超える年分 | 十二年を超える年分 | 十二年を超える年分 |
| 年一分 | 年一分 | 年一分 |
| 年十三年を超える年分 | 九年を超える年分 | 九年を超える年分 |
| 年一分 | 年一分 | 年一分 |
| 年十五年を超える年分 | 六年を超える年分 | 六年を超える年分 |
| 年一分 | 年一分 | 年一分 |
| 年十七年を超える年分 | 四年を超える年分 | 四年を超える年分 |
| 年一分 | 年一分 | 年一分 |